



みよし市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
ガイドブック（第5版）

令和7（2025）年12月

みよし市



目 次

1	みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方	2
3	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ	4
4	宣誓時に必要な書類	6
5	宣誓書受理証明書・宣誓書受理証明カード	8
6	公正証書等受理証明書の交付も希望されるとき	9
7	公正証書等受理証明書	11
8	受理証明書等の再交付・変更・返還	12
9	受理証明書等の無効	13
10	愛知県ファミリーシップ宣誓制度について	13
11	自治体間連携について	13
12	Q & A	14

1 みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

みよし市では、一人一人が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的関心の対象となる性別についての指向をいう。）にかかわりなく、全ての人がその個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を始めました。

みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束すると宣誓し、その宣誓書を受理したことを証明する制度です。お二人のほかに、生計を同一にして家族として暮らしているお子様やご両親などがいる場合、その家族の関係性を届出していただくことで、宣誓受理の証明に加えていくことができます。

この制度では、婚姻制度とは異なり、法律上の効果（相続、税金の控除等）は生じませんが、新たな家族のかたち（事実婚やL G B T当事者同士等）を選択した場合における周囲からの理解が得られないことによる悩みや生きづらさや日常生活を送るうえで支障となる要因を少しでも軽減したりするなど、自分らしい生き方に寄り添うことを目的としています。

■パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した2人の関係をいう。

■ファミリーシップとは

パートナーシップにある者と、その双方又は一方の子（実子又は養子をいう。）を始めとした近親者（双方又は一方の三親等内の者をいう。）が、家族として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係をいう。

2 宣誓することができる方

宣誓をするには、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

(1)双方が民法に規定する成年に達していること

満18歳以上であること。

(2)双方の住所について、次のいずれかに該当すること

ア 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。

イ 双方又はいずれか一方が3か月以内に市内への転入を予定していること。

※市内に転入予定の場合

転出証明書などの転入を予定している事実が確認できる書類を提出してください。

(3)双方が現に婚姻していないこと(現に配偶者がいないこと)

・戸籍抄本や独身証明書等で確認します。

・外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書（日本語訳を添付）等を提出してください。

(4)現に宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

既に宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓を行っている方や同様の制度を実施している他の自治体で、パートナーシップの宣誓等を行っており、宣誓書受理証明書等を返還等していない方は宣誓できません。

(5)パートナーシップを宣誓しようとする者同士が民法に規定する婚姻できない続柄でないこと。

民法の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の婚姻することができない関係にある方は宣誓することができません。

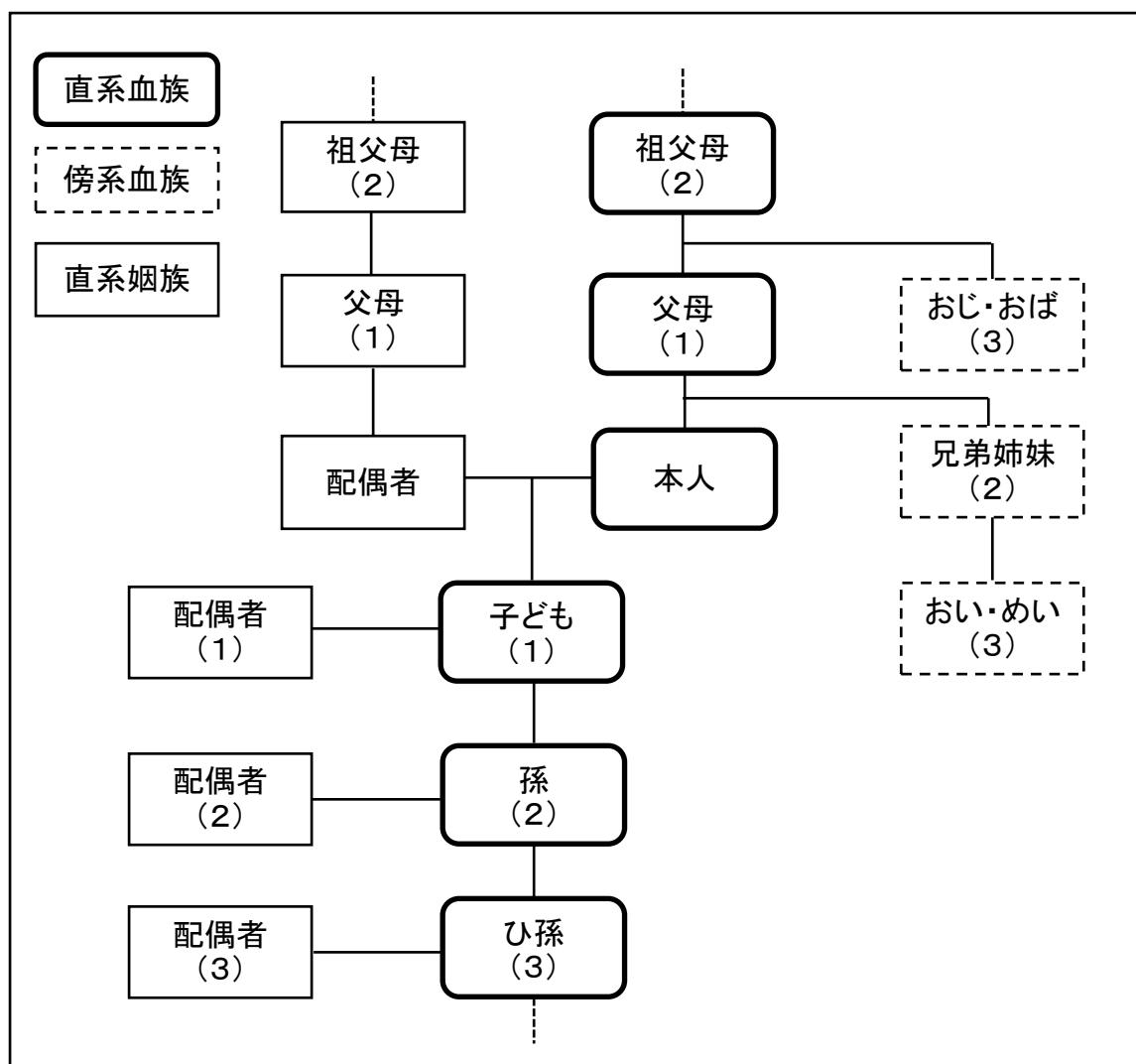
ただし、パートナーの関係にあるお二人が養子縁組をしたことによって該当する場合は、宣誓することができます。（3ページ図を参照）

(6)ファミリーシップ関係にあることを併せて宣誓する場合

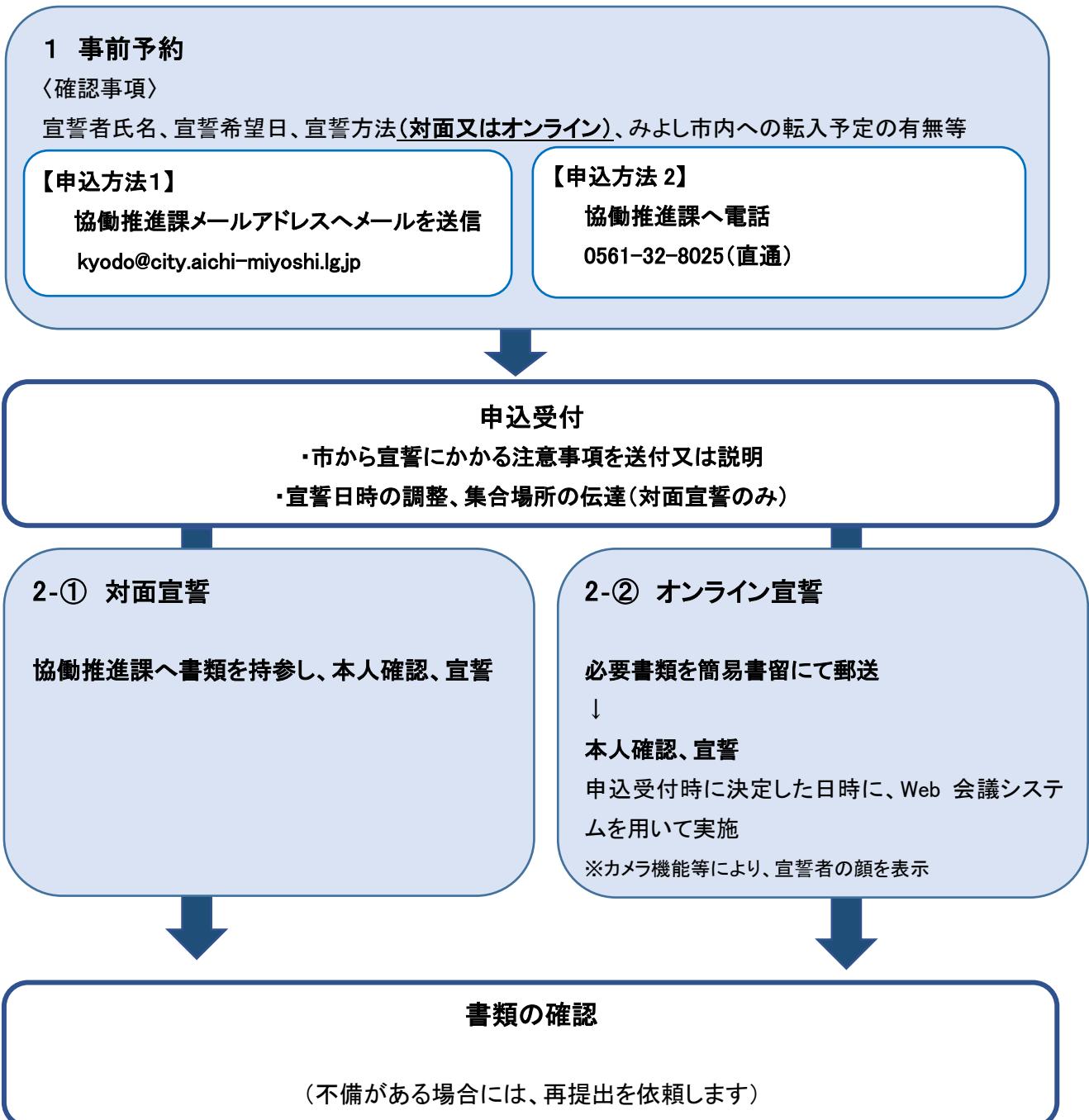
ファミリーシップの対象とする方と生計が同一であること。

生計を同じくするお子様（実子又は養子）やご両親などを対象とします。

【パートナーシップの宣誓をすることができない近親者の範囲】



3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の流れ



(1)事前予約

- ・宣誓を希望される方は、必ず事前に協働推進課までご連絡ください。
　宣誓の日時の調整・必要書類の確認等を行います。
- ・個室での対応をご希望される方は、宣誓を希望される日の7日前（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）までに事前予約をお願いします。
- ・状況等により、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。
- ・宣誓ができるのは、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）です。

<連絡先>

メールアドレス

みよし市役所 総務部協働推進課

電 話：0561-32-8025



電子メール：kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

※開庁時間は午前9時から午後5時です。

(2)パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

- ・予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお二人で市役所協働推進課へお越しください。
- ・提出書類と提示書類により本人確認を行います。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書裏面にある確認事項について、お二人で確認していただきます。

(3)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書・受理証明カードの交付

「宣誓書受理証明書」は宣誓した1組につき1部、「受理証明カード」は宣誓者それぞれに1枚ずつをご自宅に郵送、または市役所協働推進課で直接交付します。

原則、宣誓書提出後1週間程度で交付しますが、内容確認等に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

- ・転入予定の人には転入予定者受付票（様式第4号）を交付します。
- ・宣誓の日から3か月以内にみよし市に転入したことが分かる住民票等の写しの提出があった場合に宣誓書受理証明書等を交付します。

4 宣誓時に必要な書類

(1)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)

- ・宣誓時に記載していただくことも可能ですが、事前に記載していただけないと宣誓がスムーズになります。
- ・宣誓書の用紙はみよし市役所協働推進課に用意してあります。ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・戸籍上の氏名だけでなく、通称で宣誓することもできます。ただし、社会生活の中で日常的に使用している人に限ります。



(2)住民票の写し、または住民票記載事項証明書

- ・宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・世帯全員のもので続柄が記載されたもので、パートナーシップの宣誓をするお二人のものをお一人1通ずつお持ちください。
- ・同一世帯になっている場合はお二人分の記載がされたもの1通で構いません。
- ・個人番号（マイナンバー）の表示は不要です。

【転入予定の方】

- ・転入前の自治体で発行された転出証明書の写し、賃貸契約書の写し等、転入予定日及び転入予定住所がわかる書類を提出してください。
- ・不動産契約手続中などの事情により、上記の書類が揃わない場合は、ご相談ください。
- ・市内に転入後は、速やかに住民票の写し、または住民票記載事項証明書を提出してください。

(3)現に婚姻していないことを証明する書類

- ・宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・パートナーシップの宣誓をするお二人の、戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）または独身証明書（本籍地発行のもの）をお一人1通ずつお持ちください。
- ・外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書（独身証明書）等、独身が証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4)本人確認ができるもの(いずれも有効期限内のものに限ります)

- ・マイナンバーカード、旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等（7ページを参考）をご提示ください。
- ・顔写真付きのものは1つ、顔写真無しのものは2つ

(5) 通称を使用していることが確認できる書類

- ・宣誓の際に戸籍上の氏名ではなく、通称使用を希望される方は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を2種類提出してください。

通称が確認できる書類（例）

各種郵便物、ハガキ、宅配便伝票、病院の診察券、各種館印、電気・ガス・水道の検針票や請求書、社員証、学生証、各種名簿、資格確認書（戸籍名裏書）など

※その他のものについてはご相談ください。

(6) ファミリーシップ関係にあることを証明する書類

- ・宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限ります。
- ・ファミリーシップ関係にあることを宣誓しようとする場合は、ファミリーシップ対象者の戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）をお持ちください。
- ・ただし、（3）現に婚姻していないことを証明する書類により確認できる場合については省略することができます。

【本人確認の具体的な証明の例】

「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものに限ります。

	1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
証明書の種類	<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・個人番号カード（マイナンバーカード）・旅券（パスポート）・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書・海技免状・小型船舶操縦免許証・電気工事士免状・宅地建物取引士証・教習資格認定証・船員手帳・戦傷病者手帳・身体障がい者手帳・療育手帳・在留カード又は特別永住者証明書 など	<ul style="list-style-type: none">・介護保険の被保険者証・資格確認書・国民年金手帳・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書・共済年金又は恩給の証書・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 など
		<p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く） 上記「※」の書類のみが2枚以上あっても、確認できません。上段の証明（国民年金手帳等）と組み合わせて提示してください。</p>

ホームページ

出典：法務省ウェブサイト

『戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました』

（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>）



5 宣誓書受理証明書・宣誓書受理証明カード

宣誓書受理証明書（表）

様式第2号（第7条関係）
宣誓 第 号
みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書
年 月 日生 年 月 日生
宣誓日 年 月 日
みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受理したことを証明します。
【ファミリーシップ対象者】
年 月 日生 年 月 日生
【特記事項】
年 月 日
みよし市長 印

宣誓書受理証明書（裏）

1 この宣誓書受理証明書について

この宣誓書受理証明書は、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束し、パートナーシップ・ファミリーシップにあることを、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、その宣誓書を提出し、受理したことと証するものです。受理証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を理解願くださいますようお願いします。なお、受理証明書は、法律上の権利とは異なり、法的な効力を有するものではありません。また、本制度を利用して始めとする個人情報をについては、本人の同意なく口外しないでください。

2 受理証明書の交付要件

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の際、以下の要件を満たしていることを確認しています。

- (1) 互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であること。
- (2) パートナーシップにある双方が宣誓当日において成年に達していること。
- (3) 双方の住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方又はいずれか一方が市内に住所を有すること。
 - イ 双方又はいずれか一方が3ヶ月以内に市内への転入（新たに市内に住所を定めることをいう。）を予定していること。
- (4) パートナーシップにある者の双方に配偶者（結婚の届出をしていないが、事实上結婚關係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、登録する者同士が事实上結婚關係と同様の事情にある場合は免除。
- (5) パートナーシップにある者の双方とも他の者のパートナーシップ・ファミリーシップ又はこれらに相当する関係にないこと。
- (6) パートナーシップにある者の双方が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻戚でないこと（ただし、宣誓をしようとする者同士が義子義姫をしている又はしていったことにより当該関係に該当する場合を除く。）。
- (7) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあっては、ファミリーシップ対象者と生計が同一であること。

3 通称を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合には、これに準ずるもの）を記載します。

通称		
戸籍上の氏名		

備考

- 1 会員の登録には、適宜筆記を加えるものとする。
- 2 ファミリーシップ対象者は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正し、ファミリーシップ対象者がいない場合は当該欄を削除する。
- 3 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

宣誓書受理証明カード（表）

みよし市 パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓書受理証明カード
みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、宣誓書を受理したことを証します。
年 月 日生 年 月 日生
宣誓日 年 月 日
宣誓 第 号 年 月 日 みよし市長 印

宣誓書受理証明カード（裏）

この受理証明カードは、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを宣誓し、みよし市がその宣誓書を受理したことを証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いします。また、本制度を利用していることを始めとする個人情報をについては、本人の同意なく口外しないでください。

〔通称名を使用している場合の戸籍上の氏名〕

〔ファミリーシップ対象者〕 様		
年 月 日生		年 月 日生
〔特記事項〕		

6 公正証書等受理証明書の交付も希望されるとき

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をし、受理証明書の交付を受けた方が、公正証書等受理証明書の交付を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書交付申請書（様式第5号）に、必要項目を記載した公正証書（正本又は謄本）または宣誓認証、もしくは私文書認証を受けた書面（原本）を添えて提出してください。

- ・ご提出いただいた公正証書等は、市で写しを取ったうえで、ご返却します。
- ・公正証書等受理証明書の交付申請は、宣誓と同時に行うことも可能ですが、宣誓後（後日）に別途行うことも可能です。

◆公正証書等の作成について

- ・公正証書等受理証明書の交付を希望する場合は、公正証書等の提出が必要です。
- ・提出する公正証書等に盛り込む必要項目（10ページ参照）があります。
- ・公証役場でパートナーシップ契約公正証書を作成してもらうか、公証役場で宣誓認証又は私文書認証を受けてください。
- ・公証役場では、手数料がかかります。契約内容によって異なりますので、公証役場で確認してください。

●公正証書等の作成については、下記を参考にしてください。

公正証書の作成、宣誓認証や私文書認証は全国の公証役場で公証人が行います。

ホームページ



ホームページ

■法務省の「公正制度について」のページ

（ウェブサイト：<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji30.html>）

ホームページ



■日本公証人連合会の「公証役場一覧」のページ

（ウェブサイト：<https://www.koshonin.gr.jp/list>）

ホームページ



■愛知県内の公証役場（名古屋法務局のページ）

（ウェブサイト：<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagoya/table/kousyou/all.html>）

ホームページ



■NPO法人EMA日本の「婚姻契約書」のページ

（ウェブサイト：<http://emajapan.org/aboutemajapan/>婚姻契約書）

ホームページ



当法人の婚姻契約書解説（総論及び各条項の説明）の内容をよく
読んでいただき、ご了承の上、ご利用ください。

〔注意〕パートナーに遺産を残すためには、婚姻契約公正証書の他に公正証書遺言が別途必要になります。（詳細はNPO法人EMA日本のホームページをご確認ください）

別表（第8条関係）

公正証書等の記載項目	必須項目
① 相互の関係の確認及び誓約	※
② 婚姻等の禁止	※
③ 同居、協力及び扶助の義務	※
④ 共同生活費用の分担	
⑤ 日常家事債務に関する責任	※
⑥ 療養看護に関する委任等	※
⑦ 当事者間における財産の帰属	※
⑧ 判断能力低下時の療養看護	※
⑨ 養子縁組	
⑩ 子の教育監護	
⑪ 死後事務の委任等	※
⑫ 死亡による契約の終了	※
⑬ 合意による契約解除	※
⑭ 合意によらない契約解除	※
⑮ 解除の効力	
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	
⑰ 契約解除時の財産分与	※
⑱ 解釈の指針及び協議事項	
⑲ その他必要な事項	

7 公正証書等受理証明書

公正証書等受理証明書（表）



様式第6号（第8条同様）

パートナーシップ・ファミリーシップ公正証書等受理証明書

真いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの意義に関する要領の規定に基づき提出され、受理したことを記するものです。受理証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いします。なお、受理証明書は、法的な効力を有するものではありません。また、本制度を利用していることを始めとする個人情報については、本人の同意なく口外しないでください。

（氏名）	（氏名）	（姓）
公正証書等の記載項目		
① 相互の關係の確認及び誓約	<input checked="" type="checkbox"/>	明記あり
② 婚姻等の禁止	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
③ 同居、協力及び扶助の義務	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
④ 共同生活費用の分担	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 日常家事債務に関する責任	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑥ 農業者等に関する委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑦ 当事者間ににおける財産の帰属	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑧ 判断能力低下時の療養看護	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑨ 養子縁組	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 子の教育監護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 死後事務の委任等	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑫ 死亡による契約の終了	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑬ 合意による契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑭ 合意によるない契約解除	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑮ 第三者の能力	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑯ 未成年の子がいる場合の監護に関する事項の定め等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰ 契約解消時の財産分与	<input checked="" type="checkbox"/>	明記なし
⑲ 契約の指針及び協議事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑳ その他必要な事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

年　月　日

みよし市長　印

公正証書等受理証明書（裏）

（裏面）

1 この公正証書等受理証明書について

この公正証書等受理証明書は、互いを人生のパートナー又は家族（ファミリー）として、日常生活において継続的に相互に協力し合う関係であることに合意した公正証書等について、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要領の規定に基づき提出され、受理したことを記するものです。受理証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を御理解くださいますようお願いします。なお、受理証明書は、法的な効力を有するものではありません。また、本制度を利用していることを始めとする個人情報については、本人の同意なく口外しないでください。

2 通称を使用している場合

以下に、戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

3 ファミリーシップ対象者の記載がある場合

以下に、ファミリーシップ対象者の氏名を記載します。

氏名	様	様

備考

1 表面の背景には、適宜意匠を加えるものとする。

2 ファミリーシップ対象者欄は、ファミリーシップ対象者の人数に応じて適宜修正する。

8 受理証明書等の再交付・変更・返還

(1) 受理証明書等の再交付

受理証明書等の紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望される場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第8号）を提出してください。

（※1）毀損や汚損の場合は、受理証明書等も一緒に提出してください。

（※2）本人確認書類を持参してください。

(2) 受理証明書等の変更

宣誓事項に変更等があった場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第7号）に次の書類を添付して提出してください。

① 氏名または通称名の変更

a 氏名の変更

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

b 通称名の変更

社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に確認できる（通称名が記載されたもの）書類を2種類（7ページを参照）

② 住所の変更

変更後の住民票の写し

③ ファミリーシップ対象者の追加・削除

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）のほか、ファミリーシップ対象者との関係を確認ができる書類

(3) 受理証明書等の返還

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号）に、交付を受けた受理証明書等（受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書）を添えて、速やかに市に返還してください。

・本人確認書類を持参してください。

①パートナーの双方の意思または一方の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップを解消した

②パートナーの一方が死亡した

ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合はこの限りではありません

③パートナーの双方が転出した

④他の者と婚姻した、またはパートナーシップ関係になった

⑤宣誓の要件（2ページを参照）を満たさなくなった

9 受理証明書等の無効

市長は、次のいずれかの場合に該当する時は、交付を受けた受理証明書等を無効とすることができます。その場合は、必要に応じて無効とした受理証明書の交付番号をみよし市公式ウェブサイト上等で公表します。

- (1)パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないことが判明したとき
(返還届の提出があった時は除く)
- (2)虚偽その他不正な方法により受理証明書の交付を受けていたことが判明したとき
- (3)受理証明書等を不正に使用したことが判明したとき
- (4)宣誓の要件(2ページを参照)に反しているとき(返還届の提出があった時は除く)

10 愛知県ファミリーシップ宣誓制度について

(1)愛知県では令和6年4月1日より「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。この制度は、近親者等が家族と約した関係であることを宣誓し、県がその宣誓を受理したことを証明するものです。みよし市では、県の宣誓制度を利用して宣誓した方について、県の宣誓制度を利用することについて、市長の確認が必要な場合は、所定の手続きにより確認を行うことができます。

(2)愛知県で提供される行政サービスについて、みよし市のパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書の交付を受けることにより、愛知県の行政サービスを活用できる場合があります。各行政サービス等で定められている要件を満たす必要がありますので、詳細につきましては下記の愛知県ホームページで御確認ください。

愛知県ホームページ「愛知県行政サービス等一覧」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/aichifamilyship.html>

11 自治体間連携について

みよし市では、同様の制度を実施している自治体と「パートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定」の締結や「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約」に基づいた連携をしています。本連携により、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用されている方が連携自治体間で住所を異動する場合、簡単な手続で届出をすることができます。(詳細はホームページをご覧ください。)

※転出元及び転出先の双方の締結自治体において、制度の対象となる場合に限ります。

(1)みよし市から連携自治体へ転出するとき

転出先の連携自治体への継続手続きにより、みよし市への「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届」の提出、及び受理証明書等の返還手続が不要となります。(みよし市が発行した受理証明書等は転出先の自治体へ提出してください。)※転出先の連携自治体で継続手続きができない場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届(様式第9号)に、交付を受けた受理証明書等(受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書)を添えて、速やかにみよし市に返還してください。

(2)連携自治体からみよし市へ転入するとき

みよし市にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書を提出していただくことで、受理証明書等を交付します。提出には、以下の書類の提出が必要となります。

必要書類

- ア パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第12号)
- イ 双方の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(3ヶ月以内に発行されたもの)
- ウ 本人確認書類
- エ ファミリーシップの関係のあることを宣誓する場合は、対象者との関係を確認できる書類(戸籍抄本)／該当する場合
- オ 通称名使用を希望する場合は、社会生活の中で日常的に使用していることが客観的に分かる通称名が記載された書類／該当する場合

12 Q&A

Q1 みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか?

A 1 結婚は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的な効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか?

A 2 同性パートナーに限定した制度ではありません。

Q3 宣誓に費用はかかりますか?

A 3 宣誓や宣誓書受理証明書・受理証明カード、公正証書等受理証明書の交付は無料です。ただし、宣誓等や公正証書等受理証明申請の際に提出する必要書類の交付手数料は自己負担となります。

Q 4 みよし市に住んでいなくても宣誓できますか？

A 4 お二人又はいずれかお一人がみよし市に住んでいるか、お二人又はいずれかお一人が3か月以内にみよし市に転入予定の場合は宣誓することができます。

市内へ転入予定の場合は、転出証明書、入居予定の賃貸借契約書や売買契約書等、その事実を確認することができる書類の提出が必要です。

宣誓時において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が市内に住所を有する宣言者を除く。）又はお二人が転入予定者である宣誓者には、転入予定者受付票を交付し、宣誓の日から3か月以内にみよし市に転入したことが分かる住民票等の写しの提出があった場合に宣誓書受理証明書等を交付します。

Q 5 同居していないと宣誓できませんか？

A 5 必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q 6 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A 6 性的マイノリティの方には、民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組の関係にある場合でも宣誓することができます。

Q 7 通称名を使用できますか？

A 7 社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。日常的に使用していることを確認するため、通称名の社員証や学生証、通称名で届いた郵便物などをお持ちください。ただし、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

Q 8 宣誓の手続きには事前予約は必要ですか？

A 8 宣誓を希望される日の7日前（土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く）までに、事前予約をお願いします。なお、部屋の使用状況により、ご希望に沿うことができない場合がありますのでご了承ください。

Q 9 郵送やメールでも宣誓書を提出できますか？

A 9 郵送やメールでの宣誓はできません。必ずお二人でお越しいただき、本人確認とお二人の意思を確認させていただきます。

Q 10 代理人でも宣誓できますか？

A 10 代理人での宣誓はできません。必ず宣誓するお二人でお越しください。

Q11 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

A11 文字を書くことが困難な場合には、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。その場合、代筆者の方も宣誓書への署名をお願いします。

Q12 宣誓書受理証明者や受理証明カード等はどれくらいで受け取ることができますか？

A12 提出書類の確認、宣誓要件の確認、宣誓書受理証明書等の作成のため、交付までに概ね2週間程度かかります。ただし、内容確認等に時間を要する場合があります。受け取りは、ご希望により、郵送または直接窓口でお受け取りができます。

Q13 公正証書等受理証明書のみ交付してもらえますか？

A13 公正証書等受理証明書のみの交付はできません。公正証書等受理証明書の交付申請は、宣誓書受理証明書等の交付を受けた者ができます。

Q14 宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書の再交付はできますか？

A14 宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書を紛失、毀損、汚損したときは、再交付の申請ができます。毀損、汚損の場合は、宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書の提出が必要となります。

Q15 氏名や住所が変更したときはどうしたらよいですか？

A15 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の宣誓事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。宣誓書受理証明書等の記載事項の変更の場合は、再交付しますので、変更の手続き時に宣誓書受理証明書等の提出が必要となります。

Q16 特記事項に記載された子などのファミリーシップ対象者を追加もしくは削除したいのですが、どうすればよいですか？

A16 お子さまなどのファミリーシップ対象者を追加や削除する場合には、変更の手続きとともに、ファミリーシップ対象者との関係が確認できる書類の提出が必要です。また、宣誓書受理証明書等の記載事項を変更しますので、変更の手続き時に宣誓書受理証明書等の提出が必要となります。

Q17 みよし市外に転出する場合、宣誓書受理証明書等を返還する必要はありますか？

A17 転出によりお二人ともがみよし市民でなくなる場合は、宣誓の要件を満たさなくなりますので、返還の届出をしていただくとともに、宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書（交付されている場合）を返還していただきます。なお、連携自治体間で住所を異動する場合は、みよし市が発行した受理証明書等を転出先の自治体へ提出してください。

Q18 パートナーが亡くなりましたが、宣誓書受理証明書等を返還する必要はありますか？

A18 返還の届出をしていただくとともに、宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書（交付されている場合）を返還していただきます。ただし、ファミリーシップ対象者がいる場合は、この限りではありません。

Q19 結婚した場合は、宣誓書受理証明書等を返還しなければなりませんか？

A19 宣誓したパートナーとは別の方との結婚はもちろんですが、宣誓したパートナーとの結婚の場合であっても、宣誓要件に該当しないため、返還の届出をしていただくとともに、宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書（交付されている場合）を返還していただきます。

Q20 宣誓書受理証明書、受理証明カード、公正証書等受理証明書は公的な本人確認書類として使えますか？

A20 公的な本人確認書類として使用することは提示先の状況によります。あくまで、パートナーシップ・ファミリーシップの関係であることを証するものです。

Q21 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受理証明書等はどこで使えますか？

A21 みよし市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の要綱に基づいて実施されるものであり、法的効力はありませんが、市役所の手続きでは、市営住宅の申し込みなど、家族として利用できるようになる制度やサービスがあります。手続きの際に宣誓書受理証明書等を提示してください。

民間のサービスにおいては、事業者によって取り扱いが違いますので、各事業者に直接お問い合わせください。

みよし市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ガイドブック
お問合せ先/ みよし市役所 協働推進課
〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂 50
電話 0561 (32) 8025
